

事 務 連 絡

令和6年3月27日

県内各介護サービス事業所・施設 管理者 殿

茨城県長寿福祉課

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員  
基準等の臨時的な取扱い等について（通知）

平素より、本県の介護・高齢者福祉行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて、本年4月以降は下記のとおり見直されることとなりましたので、各事業所・施設におかれましては取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

**1 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について**

一連の厚生労働省事務連絡により示されてきた人員基準等の臨時的な取扱いについては、令和6年3月31日をもって廃止となります。ただし、一部の臨時的な取扱いについては、令和7年3月31日まで取り扱いが継続されます。

（参照：令和6年3月19日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）

**2 「新型コロナウイルス感染症を理由とする臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算及び事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例」について**

通所系事業所における、新型コロナウイルス感染症による臨時的な利用者数の減少に係る3%加算・規模区分の特例については、令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了となります。

（参照：令和6年3月21日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）

<問い合わせ先>

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp